

「瑞穂町国民保護計画」の改定の概要

1 法律の制定状況

- (1) 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)が平成 16 年 9 月に施行された。
- (2) 「国民の保護に関する基本指針」が平成 17 年 3 月に制定され、平成 29 年 12 月に変更された。

2 都国民保護計画の策定状況

1 項の法律に基づき、平成 18 年 3 月に「都国民保護計画」が策定された。

「国民の保護に関する基本指針」が平成 29 年 3 月に変更されたことに伴い、令和元年 7 月に改定された。

3 瑞穂町国民保護計画の策定

平成 18 年 3 月の「都国民保護計画」の策定に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、平成 19 年 3 月に「瑞穂町国民保護計画」を策定した。

4 改定の理由

- (1) 「国民の保護に関する基本指針」の変更(平成 29 年 12 月)
- (2) 「都国民保護計画」の改定(令和元年 7 月)
- (3) 瑞穂町の関連計画の改定
 - ア 瑞穂町長期総合計画(第 4・5 次)
 - イ 瑞穂町地域防災計画(H 2 1、2 5、R 2 年度)
 - ウ 瑞穂町業務継続計画(H 2 4、R 2 年度)
- (4) 組織改編
- (5) その他
 - ア 統計数値の年次修正に伴う変更
 - イ 国際情勢の変化

5 主な改定内容

(1) 「国民の保護に関する基本指針」の変更及び「都国民保護計画」の改定

ア 警報の伝達

平素から全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達を行うことを明記。

第1編第3章 1 「国民保護措置の基本的な仕組み」(P5)

第2編第1章第4 「情報集・提供体制の整備」(P24～27)

第3編第5章第1 「警報の伝達等」(P52～54)

イ 弾道ミサイ落下時の行動

弾道ミサイ落下時の行動を具体的に示すとともにその行動の周知に努めることを明記。

第3編第5章第3 「想定される避難の形態と町による誘導」(P60)

ウ 避難施設の指定への協力

避難施設の指定に際して、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、都と避難施設に関する情報を共有することを明記。

第2編第2章 5 「「避難施設の指定への協力」(P33)

資料編資料7 「避難施設一覧」

(2) 組織改編

平成20年度の部制の導入、令和4年度の協働推進部の創設(危機管理主管課が地域課から安全・安心課へ変更等)に伴い、平素における各部の業務や瑞穂町国民保護対策本部の各部所掌事務等を変更

第1編第3章 2 「各機関の事務または業務」(P6～8)

第2編第1章第1 1 「町における組織・体制の整備」(P16～17)

第3編第2章 1 「瑞穂町対策本部の設置」(P39～46)

(3) その他

関係法令の改正に伴う文言整理や経年変化による各種統計資料の変更等

第1編第4章 「瑞穂町の地理的、社会的特徴」(P9～11)